

こどもが通院する場合における渡船運賃 補助金は**保護者（付添い）**も対象です

令和6年1月1日～



助成対象となる保護者（付添い）について

1. 通院にかかるお子さまに付き添う保護者への補助は、原則としてお子さまお一人につき、保護者1名までとします。
2. 付き添う保護者は竹富町に居住し、かつ住民基本台帳に記録されていること。
3. 小学校就学前のお子さまは、船賃が発生しませんが付き添う保護者の船賃補助が可能です。詳しくはお問い合わせください。

申請に必要なもの

- ☞ 渡船運賃補助金交付申請書兼請求書
- ☞ 助成金の振込先口座が分かる通帳の写し
- ☞ 医療機関が発行した領収書（原本）
- ☞ 船会社が発行した領収書（原本）
- ☞ 義務履行確認申請書

※義務履行確認書での審査において各種税や保険料、水道使用料、町営住宅家賃等の滞納や未払いが確認された場合、本助成金は支給されません。

お問い合わせ
福祉支援課 子育て・障害福祉係
☎0980-83-7415(内線1214)